

会 議 録 （ 要 旨 ）

記録者 デジタル都市推進課
データ管理活用G
主幹 渡辺

	部長	次長	課長	課長補佐	主査係長	係員
供覧						
件 名	令和6年第2回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会					
日 時	令和6年5月23日（木）午後3時00分から午後4時15分					
場 所	市役所附属棟1階第2会議室					
主 催 者	龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会会長 周 作彩					
出 席 者	(委員) 周会長、有川副会長、伊澤委員、伊藤委員、鴻巣委員、田島委員 (事務局) 栗山課長、小崎課長補佐、中谷課長補佐、記録者					
欠 席 者	櫻井委員					
傍 聴 人	なし					
議事録署名人	有川委員、田島委員					
(会議の内容) 1.開会 2.議事(報告事項) (1) 令和5年度各制度の運用状況及び令和6年度個人情報保護制度の取組みについて (2) 情報公開制度に係る公開方法の検証について 3.その他						
1 開会						
事務局	<p>委員の皆様、本日は大変お忙しい中、令和6年第2回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>会議開催前に今年度の人事異動に伴いまして、総合政策部長に坪井が異動になりました。よろしく願いいたします。</p> <p>それではただいまから令和6年第2回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。</p> <p>まず初めに本日の出席状況の報告をさせていただきます。本日は櫻井委員から欠席の連絡を受けております。出席の委員は6名となり、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第3条第2項の規定により、本会議は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります前に、会長から一言ごあいさつをお願いいたします。</p>					
周会長	<p>各委員の任期中、最後の審査会になりますが、本日も引き続き審査会の審議につきましてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>					

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日の会議について1点お願いがございます。本会議は、公開の対象となる会議であり、後日、市公式ホームページにて皆様の発言内容も含めた審議内容を議事録として公開させていただきます。その議事録作成のため、前回同様にご発言の内容を録音させていただきたいと思います。</p> <p>また、ご発言の際には、お手元のマイクのスイッチを押して赤いランプがついてからご発言をいただきますようお願いいたします。また、発言が終わりましたら、スイッチをお切りいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>この後の会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。</p> <p>周会長よろしくお願いいたします。</p>
周会長	<p>はい。</p> <p>それでは進行させていただきます。</p> <p>まず初めにこの審査会は龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例に基づき、原則公開となっております。</p> <p>傍聴人の確認をいたします。</p> <p>傍聴人はいらっしゃいません。</p> <p>それでは続きまして、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>有川委員と田島委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
有川委員・田島委員	《了承》
周会長	<p>それでは、よろしくお願いいたします。</p> <p>会議録ができあがりましたら確認と署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議事の（１）令和５年度各制度の運用状況及び令和６年度個人情報保護制度の取組みについて事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>２ 議事（報告事項）</p> <p>（１） 令和５年度各制度の運用状況及び令和６年度個人情報保護制度の取組みについて</p>	
事務局	《議題（１）について事務局より説明》
周会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ただいまのご説明について、質問はございますか。</p>
鴻巣委員	<p>セキュリティ研修のことですが、近年、会計年度任用職員など任期が限定されている職員を採用していると思います。こういった研修は正規職員のみならずすべての職員に対してやっていただきたいと思いますと感じています。一市民として自分自身がマイナンバーカードを更新したときに少し怖いと感じたこともあったので、個人情報の重要性、セキュリティの重要性を軽んじた時の怖さ、影響などをよく研修いただけたらと思います。</p>
事務局	<p>はい、ご意見ありがとうございます。職員の中には先ほど鴻巣委員よりご説明があったように、任用期間が短い職員もおりますが、市役所の業務というのが今、</p>

	<p>ほぼ 100%に近いほどパソコン端末を使った業務になっております。パソコン端末を使う際には必ずデジタル都市推進課で実施する情報セキュリティ研修を受けていただき、受講して初めて端末ログイン用のID及びパスワードを付与して業務に当たってもらうという運用しております。その中でもご指摘あったように、セキュリティのリスクや個人情報の保護というところを今以上に重点的に説明しながらやっていきたいと思っています。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>
事務局	<p>今回、田島委員より事前質問をいただいております。該当部は別紙資料13ページになります。</p> <p>一つ目は、No.11「龍ケ崎市公益通報等審査会」の設置年月日、設置目的、所掌事務、委員構成、非公開としている根拠法令です。</p> <p>二つ目は、No.16「龍ケ崎市老人ホーム入所判定委員会」の設置年月日、設置目的、所掌事務、委員構成、持ち回りになった理由です。</p> <p>三つ目は、No.18「龍ケ崎市民生委員推薦会」の設置年月日、設置目的、所掌事務、委員構成、持ち回りになった理由です。</p> <p>《事前質問に関する回答は別紙参照》</p>
田島委員	<p>まず、龍ケ崎市民生委員推薦会ですが、第1回から第4回まですべて持ち回りとなっています。4回のうち半分が持ち回りになってしまったのならまだ分かります。これだけの委員が集まるのは大変ということは分かりますが、あらかじめ最初から持ち回りとして開催しているのではないかとの印象を受けてしまいます。</p> <p>龍ケ崎市老人ホーム入所判定委員会については少し誤解していました。特養ホームなどのすべての入所判定を市が実施していると誤解していました。</p> <p>最後に、龍ケ崎市公益通報等審査会ですが、内部通報者への不利益などを考慮してこの委員会を置いていると思いますが、内容などは非公開でありホームページなどでも会議資料も何も見れません。例えば、この委員会が開催されたということは何らかの事案が起きたということと想われます。ただ、市民はどんな事案が発生したのか知りたいと思います。それには情報公開請求するしかないのではないのでしょうか。すべてを非公開にするのではなく、例えば要旨などを部分公開といった形で公開してもいいのではないのでしょうか。一市民としてそうあるべきと考えています。</p>
事務局	<p>例えば、龍ケ崎市入札等監視委員会は公開としている委員会ではありますが、会議自体は非公開となっています。ただ、市民の皆様にも伝えなければならない部分があるため、要旨や出せないところは非公開となりますが公開できる部分をできるだけ抽出して公開している課もありますので、この公益通報等審査会についても今後は担当課と公開できるものはないかも含めて協議を行ってまいります。</p>
周会長	<p>事務局からの回答もあつたように、公益通報等審査会は、通報者の保護や通報内容の事実が未確定な部分もあるため会議自体は非公開になることはやむを得</p>

	<p>ないと思います。ただ、例えばこういった通報なのか概要などを時期を見て公開することが可能な場合もあります。担当課との協議を進めていただければと思っています。</p>
周会長	<p>ほかに何かご質問はありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1の8ページ（安全管理措置規程の策定）についての補足説明 ・規程（案）については今後の審査会に提示予定
周会長	<p>補足説明について質問はありますか。</p>
田島委員	<p>今の補足説明についてではありませんが、先ほどの事前質問の回答に関して、例えば、公益通報等審査会の内容などについて情報公開請求することは可能ですか。</p>
事務局	<p>情報公開制度に則り請求いただければ情報公開請求の対象になる文書と思われます。その中で、個人に関する情報や意思形成過程の情報については非開示としたうえで公開となる可能性があります。</p>
田島委員	<p>誰も知らない状態よりは、誰かがそこにアクセスできるような道を作ってやらないと弱いものが泣くことになる可能性があります。通報者が誰かに助け舟を出してもらえるような体制を作ってあげることも検討する必要があると思っています。</p>
<p>2 議事（報告事項）</p> <p>（2） 情報公開制度に係る公開方法の検証について</p>	
周会長	<p>それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>≪情報公開制度に係る公開方法の検証について事務局より説明≫</p>
周会長	<p>ただいまの報告につきまして、何か質問はございますか。</p> <p>デジタル化が進んでいる時代に対応していくことも求められていると思っております。いかがでしょうか。交付に係る費用について意見を求められていますが、これは交付の方法によっても違ってくるかと思えます。例えば、電磁的記録についてその交付方法を紙だけに限定してよいかどうか。PDF ファイルを求める人がいるかもしれません。または録音データについては CD 等にコピーして交付することが考えられますが、こういったように交付方法も様々あると思えます。</p>
鴻巣委員	<p>自治体によってはマイクロフィルムや写真など様々な交付方法に対してその費用に係る当該作成実費相当額を徴収するとしているところもありました。そういったところも参考にした方がいいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今後の審査会の中で他市の詳しい状況を整理して比較検証できるような形で提示していきたいと考えています。</p> <p>交付方法、公開方法については要綱で定めていますが、その中で「その他これに類するもの」と記載がありますのでここは変更せず、費用について規定している規則だけの改正を進めていく方向性でよいかというところをご教示いただ</p>

	<p>ければと思っております。</p>
周会長	<p>規則の改正を想定しているということでしたが、要綱については、あくまで内部の取扱要綱ですので内部事務として取扱いができていれば「原則」として規定があるので、実務上で臨機応変に対応できればいいと考えています。</p> <p>ただし、規則は対外的なもので今の規則では読み取れないような場合においては、改正する必要性は出てくるのではないのでしょうか。あるいは、将来的に条例の改正を要するものが出てくれば対応していくといった形になるのではないのでしょうか。</p> <p>ほかにご意見はありますか。</p>
有川委員	<p>法があって条例があって規則という中で、わかりやすいということが市民にとって必要です。規則の中で「それに類する」との規定は分からなくもないですが、様々な媒体が出てきている中で、疑義が生じるようなことは当然出てきます。そのため、時間をかけて規則を変えるという方向で考えておくことが必要と思っています。確かに、規則であれば職員が解釈し共通の理解を持っていればそれほど問題は生じないと思いますし、費用に関しても実費をとる必要も出てくると思いますが媒体によってどうなるか、市民からどのような形で公開を求められるかというところも含めて、当然できる出来ないはありますが、市内部でもわかりやすく、市民にとってもわかりやすい制度内容を決めていく必要があるかと思えます。</p>
事務局	<p>今回資料の中に個人情報保護制度に係る費用設定を出しています。当然、情報公開制度とは性質も違いまして、個人情報保護制度に関しては原則本人または代理人からの請求がありますが、実際の請求に対する交付は枚数も多くない傾向があります。ただ、情報公開制度に関してはデータでやり取りした場合に大量請求されたときの対応なども念頭に置いて、対応できるように費用設定も含めて検討していく必要があると思いますので、次回以降、他自治体の事例等も示しながら進めていきたいと思えますので、またご意見をいただけますようお願いいたします。</p>
田島委員	<p>資料2の2ページのところに情報公開制度の課題が示されているので、事務局の方でまずは案を出していただきたいと思えます。</p> <p>情報公開制度というのは一つの市民サービスでもあります。ただ、単に公開といっても役所内では相当な事務の手間もかかってしまう場合もあります。情報公開を請求する方の要望通りにすべて応えられるかというところはどうしてもできない部分も出てくるかと思えます。そのあたりの対応も考える必要があると思えます。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。例えば、先ほどの交付方法の中でPDFファイルというお話もありましたが、例えばその中に個人情報が含まれている場合にマスキングをどうするか、データ量が大量になった場合どのように対応するか、あるいは映像の中では顔データも個人情報として取り扱われますので、モザイク処理等の作業が自治体レベルで可能かどうかなど、様々な想定も含めて検証しな</p>

	<p>がら、今後も委員の皆さまのご意見をいただいたうえで策定していきたいと思 いますので、よろしく願いいたします。</p>					
<p>周会長</p>	<p>ありがとうございます。今後も継続的に議論していく課題でもありますので、 また次回以降ご意見をいただければと思います。</p> <p>それでは以上で議事終了となりますが、事務局から何か報告はありますか。</p>					
<p>事務局</p>	<p>次回の開催については調整のうえ改めてご連絡いたします。</p>					
<p>周会長</p>	<p>それでは、本日は貴重なご審議をいただきましてありがとうございました。 以上を持ちまして令和6年第2回情報公開・個人情報保護審査会を終了いたし ます。ありがとうございました。</p>					
<p>情報公開</p>	<p style="text-align: center;">公 開</p>	<table border="1"> <tr> <td> <p>非公開（一部非公開を 含む）とする理由</p> </td> <td> <p>（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>公開が可能となる時 期（可能な範囲で記 入）</p> </td> <td> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> </td> </tr> </table>	<p>非公開（一部非公開を 含む）とする理由</p>	<p>（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）</p>	<p>公開が可能となる時 期（可能な範囲で記 入）</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>
<p>非公開（一部非公開を 含む）とする理由</p>	<p>（龍ヶ崎市情報公開条例第9条 号該当）</p>					
<p>公開が可能となる時 期（可能な範囲で記 入）</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>					

令和6年第2回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の内容については、上記のとおり相違ありません。

令和6年 月 日

会議録署名人